

市議会令和8年第3回定例会

議案及び議案資料

議案第39号

(第5集)

柏市

目 次

議 案 第 3 9 号	訴えの提起について	1
議案第39号資料	訴えの提起関係	3

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

介護給付費の不当利得返還金等の請求に係る訴えを提起したいので提案する。

1 訴えの相手方

(1) 柏市南高柳 9 番地 2 6

一般社団法人とねのね

代表理事 大 矢 敦

(2) 柏市在住 A

(3) 柏市在住 B

(4) 船橋市在住 C

2 訴えの内容

(1) 相手方らは、本市に対し、連帯して 3 1 , 5 7 5 , 3 9 7 円及びこれに対する令和 8 年 2 月 1 7 日から支払済まで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。

との判決及び第 1 号について仮執行の宣言を求める。

3 授權事項

市長は、訴えを提起する前に前項第 1 号の趣旨が一部実現される場合には、必要に応じて、その範囲内において同号の額を減額することができる。

議案第 39 号資料

訴えの提起関係

1 訴えの概要及び理由

- (1) 一般社団法人かしのわ（以下「旧法人」という。）の役員ら（相手方のうち，A，B 及び C をいう。以下同じ。）が，旧法人が受領した介護給付費に係る不当利得返還金及びその支払に係る遅延損害金（以下「介護給付費等」という。）の支払債務（以下「本件債務」という。）を免れる目的で，一般社団法人とねのね（以下「新法人」という。）を設立し，旧法人の障害福祉サービス事業等を実質的に承継させ，実態のない旧法人に本件債務のみを残すことで，本市が行う介護給付費等に係る債権の回収（以下「本件債権の回収」という。）に損害を生じさせた。
- (2) そのため，本市は，新法人に対し本件債務の支払を，役員らに対し本件債権の回収に係る損害賠償の支払を，併せて求める訴えを提起するもの

2 事件の概要

- (1) 旧法人は，市内において障害福祉サービス等を提供する事業所を運営していたところ，令和 2 年 4 月から令和 5 年 2 月までの間（令和 3 年 1 2 月及び令和 4 年 1 月を除く。），国の基準に定められた看護職員の配置をしないまま指定生活介護を利用者に提供したにもかかわらず，本市が介護給付費の審査及び支払を委託している国民健康保険団体連合会から，国の基準に定められた看護職員の配置をして指定生活介護を提供したものとして算定された介護給付費を受領した。
- (2) 本市は，旧法人に対し，（1）の介護給付費の返還を求める訴えを提起し，令和 7 年 1 2 月 2 3 日に千葉地方裁判所から，令和 8 年 6 月 1 7 日に東京高等裁判所から，いずれも旧法人に本件債務の支払義務があることを認める判決の言渡しを受けた。
- (3) 旧法人は，（2）の千葉地方裁判所による判決の言渡し日と同日に本市に対し，旧法人の清算予定を理由として障害福祉サービス事業等を廃止する旨の届出を行った。

- (4) 新法人は、令和 7 年 1 1 月 1 7 日に設立され、令和 8 年 1 月 1 4 日、旧法人が（3）の届出により廃止した障害福祉サービス事業等と同一の内容の障害福祉サービス事業等について、本市に対し、障害福祉サービス事業等を行う者としての指定の申請を行った。旧法人の役員ら及び従業員が新法人の役員又は従業員となった上で、新法人は、旧法人が障害福祉サービス事業等を行っていた同一の場所において、旧法人から移行した利用者に対し、旧法人の備品等を使用し、障害福祉サービス事業等を継続して行っている。
- (5) （3）及び（4）のとおり旧法人には実態がなく、今後介護給付費を受領することもないことから、本市が、旧法人に対する債務名義を取得しても、旧法人から強制的に本件債権の回収をすることは不可能である。
- (6) しかし、（3）及び（4）の一連の動きは、形式的に新法人を設立し、旧法人が行っていた障害福祉サービス事業等を承継させ、旧法人には本件債務のみを残すことで、その免脱を企図したものであることから、新法人には法人格否認の法理が適用され、民法第 1 条第 2 項に規定する信義則上新法人は、旧法人と連帯して本件債務の支払義務を負う。
- (7) また、（3）から（5）までの状況を生じさせた旧法人の役員らは、本市に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 1 7 条第 1 項及び民法第 7 1 9 条の規定により、連帯して、本件債権の回収を妨げられたことにより本市に生じた損害を賠償する責任を負う。

